

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等を定めるとともに、委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員（理事及び監事）、評議員及び委員等（以下「役員等」とする。）には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 会長を除く役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1及び別表第2に定める額とする。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用弁償)

第4条 会長を除く役員等については、費用弁償として別表第2に定める額の交通費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 会長に対する報酬については、毎月15日とする。
- (2) 会長を除く役員等に対する報酬等については、当該会議に出席した翌月15日とする。
- (3) 前各号の支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基

準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の同意を得、評議員会の議決を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 役員等の報酬及び費用弁償規程（平成26年6月1日最終改訂）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（会長の報酬）

職務内容	役職名等	報酬の額	費用弁償の額
代表理事	会長	月額：86,400円	支給しない

別表第2（会長を除く役員等の報酬及び費用弁償）

職務内容	役職名等	報酬の額	費用弁償の額
理事会	理事、監事	半日：3,000円 1日：6,000円	交通費として2キロ以上はバス運賃実費を支給する。ただしマイカーを使用する場合は2キロ以上1キロにつき30円を支給する。
評議員会	理事、監事、評議員		
監事会	監事		
実地指導監査			
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員		
第三者委員会	第三者委員等		
地域福祉活動計画策定委員会	策定委員等		
シルバー人材センター運営委員会	運営委員等		
会長が必要と認めた会	役員（理事・監事）、評議員及び委員等		